

# いちゃいばネットワーク通信

発行元

大城眞徳税理士事務所  
〒901-2132 浦添市伊祖1-33-1-3F  
TEL 098-876-8231 FAX 098-876-8304  
http://www.masism.com  
hp-shintoku@tkcnf.or.jp

今回は、**社会保険労務士の山入端一郎先生**に「改正高年齢者雇用安定法」についてご説明いただきます。（編集担当）

## 改正高年齢者雇用安定法!

65歳定年制へ

少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは、意欲と能力のある限り働き続けることが出来るようにするために、平成18年4月から段階的に65歳までの雇用確保措置の実施が義務付けられました。

### 高年齢者の安定した雇用の確保 [平成18年4月1日施行]

#### ☆ 高年齢者雇用確保措置の義務化

定年（65歳未満）の定めのある事業主は、次のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 定年年齢の65歳までの引き上げ
- ② 継続雇用制度の導入
- ③ 定年の定め廃止

※ 労使協定により②の継続雇用制度の対象となる選定基準を定め、当該選定基準に基づく制度を導入した場合は②の措置を講じたものとみなす。

#### 選定基準

- 【例】(1)引き続き勤務することを希望している者  
(2)無断欠勤がないこと  
(3)勤務に支障がない健康状態にある者  
(4)〇〇の資格を有する者  
(5)勤続〇年以上の者

#### 〈注意〉

選定基準はあくまで労使協定で定めるもので、労働者代表者又は労働組合との調整が必要になります。その手続きで決まった内容でも事業主が恣意的に継続雇用を排除しようとするなど、労働関係法規に反したり、公序良俗に反するものは認められません。

現在の就業規則の見直しと、早めの対策をおすすめします。



65歳の定年制の義務化は**企業にとっては人件費の負担の増加**がのしかかってきますが、規定を十分調整し、高齢化社会を生き抜く企業を目指すためには、最寄の社労士事務所を活用して**就業規則を整備することが不可欠**になっています。

#### ☆ 65歳までの雇用確保措置に係る年齢の段階的引上げ

(年金の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせて)

平成18年4月～平成19年3月	62歳まで
平成19年4月～平成22年3月	63歳まで
平成22年4月～平成25年3月	64歳まで
平成25年4月～	65歳まで

平成18年4月1日からは、少なくとも62歳までの雇用確保措置を講じなければなりません。

(平成25年4月1日以降は、65歳までの雇用義務)

○ \* 連絡先 \* ○

結社労士ネットワーク

労働保険事務組合  
オフィスサポート結

社会保険労務士

**山入端 一郎**

TEL 098-942-9011

http://wl.nirai.ne.jp/syaroichi/

お気軽にお問合せ下さい。